

令和 5 年玉村町議会第 3 回定例会会議録第 3 号

令和 5 年 9 月 5 日（火曜日）

議事日程 第 3 号

令和 5 年 9 月 5 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	羽 鳥 光 博 君	2 番	堀 越 真由子 君
3 番	松 本 幸 喜 君	4 番	新 井 賢 次 君
5 番	小 林 一 幸 君	6 番	月 田 均 君
7 番	備前島 久仁子 君	8 番	三 友 美恵子 君
9 番	高 橋 茂 樹 君	10 番	浅 見 武 志 君
11 番	宇津木 治 宣 君	12 番	笠 原 則 孝 君
13 番	石 内 國 雄 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	角 田 博 之 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	齋 藤 恭 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岩 谷 孝 司 君	子ども育成課長	今 井 理恵子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	高 柳 功 君
経済産業課長	武 士 浩 之 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	根 岸 真早子 君	生涯学習課長	宇津木 雅 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 伸 行	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	重 田 智 美		

○開 議

午前 9 時開議

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

4 日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、7 番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔7 番 備前島久仁子君登壇〕

◇7 番（備前島久仁子君） おはようございます。昨日の質問の中で、日本一の笑顔と挨拶の町役場を目指そうという提案がありました。早速取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

9 月に入りましたけれども、残暑が非常に厳しくて、夏の疲れが出てくる頃でありますので、皆様もどうぞご自愛くださいませ。今回は 2 つの質問を行います。時間はかかりませんので、さっくりと明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、1 つ目、県道 40 号線（藤岡大胡線バイパス）における滝川以南の進捗状況について伺います。県道 40 号線の滝川以南の進捗状況、藤岡大胡バイパスと呼んでおりますけれども、場所は三和食堂、マクドナルドの交差点より南、角刈への道路のことを言います。そして、藤岡大胡線バイパスの整備事業は、滝川まで現在拡幅工事が進んでおりますが、そこから南への事業計画はどのようなになっているか。平成 27 年度から事業化に向けた調査を開始し、平成 29 年度には道路線形を検討するための予備的な調査を行いました。東毛広域幹線道路の 4 車線化の開通後には、藤岡大胡線バイパスの整備着手が計画されているはずではなかったでしょうか。

本線の藤岡大胡線は大変交通量が多くて、朝夕の渋滞はもちろん、トラックなどの大型車が通ると、脇の家などは振動がするのではないかとというくらいの風圧を感じます。特に自転車で玉村町から岩倉橋を通過して新町駅へ向かう学生は、道の幅が狭い中で風圧を感じながら走っている状態です。さぞかし子供たちは怖い思いをして新町駅まで向かっているのではないかと推察ができます。先日は、県立女子大学の准教授が自転車で横転して、ヘルメットをかぶっていたにもかかわらず、亡くなるという惨事が起こっております。接触なのかどうかも分かっていないようではありますが、道の幅が大変狭く、自転車や徒歩での場合は相当の危険箇所であると思われます。危険な道路の拡幅やバイパス線の開通は、町として力を入れるべき事業であると思いますが、町から県への要望はどのようなになってい

るのか伺います。また、一向に進まない理由をどのように把握しているのかも伺います。

2つ目、令和5年度より指定管理者に委託となっている社会体育館の利用状況と管理について伺います。大規模改修工事を実施し、指定管理者による管理を行っている社会体育館の中は、利用者から明るくきれいで快適だと評判がよいです。アリーナやトレーニングルームの利用状況について、指定管理になってからの伸び率について伺います。

また、グラウンドや屋外トイレの管理状況、土手の草の除去作業は適切に行われているのかどうかを伺います。

これで1回目といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、県道40号線（藤岡大胡線バイパス）における滝川以南の進捗状況についてお答えいたします。まず、藤岡大胡線バイパスについてですが、藤岡大胡線バイパスは県道であるため、本来は県が実施する事業であります。綿貫篠塚線上飯島交差点から滝川までの間につきましては、平成17年度から平成24年度にかけて町で整備を行いました。滝川から南、岩倉橋までの間の計画につきましては、群馬県が策定した県土整備プラン2013において令和4年度までに着手予定の事業になっていたことから、町においてもバイパスに接続する町道103号線の道路改良事業に着手し、現在事業を進めているところです。

しかしながら、近年の頻発化、激甚化する災害に対応するため、県は利根川堤防強化などの防災対策を優先的に進める方針としたことから、県土整備プラン2020における藤岡大胡線バイパスの位置づけは着手に向けて検討する事業となっている状況です。町としましては、藤岡大胡線バイパスは地域間連携の強化に重要な路線であると考えており、早期の事業化が図られるよう県に対し要望しております。

次に、県道の藤岡大胡線岩倉橋北角刈地内の歩道整備についてですが、県土整備プラン2020では、歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的として、令和6年度までの歩道整備を着手する予定の事業になっております。今回不幸にも自転車死亡事故が発生してしまい、町としても事態を重く受け止め、改めて早期に事業化するよう群馬県に強く要望したところであります。

次の令和5年度より指定管理者に委託となった社会体育館の利用状況と管理についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 備前島久仁子議員の令和5年度より指定管理者に委託となっている社会体

育館の利用状況と管理についてお答えいたします。

まず、指定管理者になってからの社会体育館の利用状況についてですが、4月から7月時点での利用者数を前年度と比較しますと、アリーナが前年比25%増、トレーニングルームは指定管理者により器具が更新されたこともあり、前年比59%増と、いずれも増加しています。また、会議室や書庫などを活用したフィットネス教室の開催、キッズパークの新設など指定管理者の実施事業の効果もあり、これまで1,000人を超える方々に利用していただいております。

次に、管理状況についてですが、まずグラウンドですが、指定管理における貸し館業務の対象外施設として常時、一般に開放しており、グラウンドゴルフをはじめ、近隣住民の方が自由に利用しております。

次に、屋外トイレですが、地域における防犯上の理由から現在閉鎖しております。また、併設の倉庫はグラウンドゴルフ用具の保管場所として活用しているところです。指定管理者からは、グラウンドへ変換してはどうかとの提案がなされていますので、今後の利用形態も考慮しながら、屋外トイレの撤去や改修等も含めて協議してまいります。

最後に、土手やグラウンドの除草作業ですが、指定管理業務の仕様書に基づき、樹木管理として、これまでと同様、外部業者による除草を実施する計画でしたが、指定管理者が指定管理初年度ということもあり、体育館内の運営を優先して、外の除草等の時期が遅れてしまったことが判明いたしました。早急に対応するよう指示したところであります。よろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 自席より2回目の質問をさせていただきます。

私、この藤岡大胡バイパスについては2018年の6月に質問いたしました。そのときの都市建設課長は、やはり過去にも町から要望が行っておりまして、広域幹線道路が開通してから、次の段階で藤岡大胡バイパスに着手しますよという回答をもらっていると。県は、コストの削減や見直しの面でも調査が必要ということで、今後も整備促進に向けた要望を継続してまいりますという答弁でありました。そして、この答弁を聞きますと、やはりずっと町のほうとしては県へ要望は出しているけれども、なかなか進まずに、そして町は滝川まで整備をいたしました。だけれども、今度は利根川の防災対策に力を入れているということで、一向にその先が進まないような状態ではありますが、藤岡大胡バイパスの目的というのは、本線の渋滞の緩和が一番大きな目的ではないかと思いますが、町長、いかがですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、備前島議員のおっしゃったとおりです。その中で、台風19号による、今度むしろ利根川の築堤というところで県のほうは動き出します。それで、原田課長のほうにちょっ

と述べてもらいます、その経緯は。それで、今後どうするかということも、実務的なところは課長が述べたほうがいいと思いますので。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、群馬県では県の道路とか河川とか、そういったものの10年間の計画を立てるために県土整備プランというものをつくっております。その県土整備プランは、今後10年間の県の予定を書き進めて、5年ごとに見直しが行われると。先ほど答弁にもございましたように、県土整備プランの2013につきましては、藤岡大胡線バイパスにつきましては令和4年度までに着手する事業という位置づけとなっておりました。ただ、その後、台風19号の関係とかがございまして、まず利根川、こちらの防災対策を優先的に進めるということで、玉村町におきましては今現在、利根川の左岸側の堤防を仮の土のう、仮設土のうを置いたりだとか、それが終わりましたら、今度は本格的に堤防の工事をするというのが最優先になっていまして、そちらを現在しているところです。

そういった事情もございまして、藤岡大胡線バイパスにつきましては、2020の県土整備プランにおきましては着手に向けて検討する事業という位置づけに、ランク的には1段階下がってしまったような形です。ただ、町としましては、本線の渋滞緩和とか地域間連携にどうしても必要な道路でございまして、県にそちらのほうは要望を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） なかなか要望しても後回しにされるような、次から次へといろんな問題が出てくれば、やはり利根川の防災対策ですとか、優先すべき順位が下がってきてしまうということがあると思うのです。そこで、どのように町としては、この道路の必要性をどういうふうに訴えていくかということがやはり大切なのではないかなというふうに思います。

私が2018年のときに質問しまして、そのときに県土整備部長であった古橋元副町長は、県へはたくさんの要望が上がっているのだと。そして、県の考え方としては、まず県の経済の活性化にどのように道路が使われるのか。工業だけではなくて、観光も含めて、商工業、農業、全てについて、道路がよくなって、物の流れ、人の流れが、高速道路や上武道路などを使って、どういうふうに短くなって利用されるのだろうか、そういう観点が一番強く、そういう意味で道路整備をやってまいりましたと。県土整備部長のときにはそういうことでやってきたということでもあります。そういう面が1点。

しかし、そうはいうものの、狭隘な狭い道路、交通量に比べて幅員が狭い道路は部分的に対処しましょうというようなことなのですから、藤岡大胡線については、商工業だとか全ての面で役に立

つ道路だというふうに町が訴えていきたいということでした。事業をする県の心を打つような内容を持っていて、そういうものをまた私のほうも研究していきたいと思いますという答弁だったのです。

要は、玉村町がよくなって、高崎市、新町も、それから前橋市のほうもよくなる道路だということをしてPRしていかなければならない。理屈をつけて持っていくという正攻法、それを考えなくてはいけないということなのです。ただ県土整備プランにのっているとか、次はこの道路の番ですよとか、そういうことでただただお願いするというよりも、この経済効果ですとか、そうしたものを含めてしっかりと町としてはどういうふうに訴えていくか、その手法が必要だということを述べておられますが、課長はどのように思われますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

町のほうとしまして、いろんなところを要望しております。一番大事というか、そこは県土整備プランにのらないと、県が事業をすることというのはないのです。その県土整備プランにのせるまでが、まず一番大変でして、この藤岡大胡線バイパスは既に以前から要望していて、やっとならんとプランにのって、あとは事業のほうを待つだけと。プランにのったということは、県のほうが重要性を認識したということになりますので、これがプランから漏れないようにしていくのが大切だと。

あと、バイパスではなくて現道のほうの藤岡大胡線、こちらにつきましても答弁にありましたように、令和6年度までに着手予定の事業となっております。こちら、以前からずっと幅員が狭いとかいうことで要望していて、県のほうで現地を確認して、確かにこちらは県がやるべき事業だというふうに認識をしたということになっていきますので、あとは早期の着手、こちらのほうを県のほうに強く要望していくのがよろしいかと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 当時の計画書では、岩倉橋の東側にもう一本橋を建ててという壮大な計画だと思うのです。結局は岩倉橋の手前で本線と藤岡大胡バイパスが、車が当たれば、結局その岩倉橋の混雑もあって、そして橋まで結局拡張しなければ、その先がということにもなるのですけれども、町としてはこれを一生懸命訴えていただくということですよ。

そして、先ほどの町長の答弁の中に歩道を整備していくということがありましたけれども、それによってどのように自転車が走行できるようになっていくのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 県土整備プランの中では、現道につきましては歩行者や自転車の安

全な通行を確保するためということで、あそこの区間の狭くなっているところの歩道整備をする予定となっています。やはり歩道の幅員が狭いので、町としては歩道の幅員を広く取っていただく、これが一番重要だと思っています。現在、下新田のところなんかでは、こういう段差がある歩道、マウン
ト式というのですけれども、そちらのほうをフラットにするというような歩道整備もやっているのですが、角淵については幅員がどうしても狭いものですから、町としては歩道の幅員を拡幅していただ
きたいという要望をしてみたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 藤岡大胡線の角淵地区のところの道路は、もともとトラックが通るとか、
そういう道路ではなかったわけです。それが、現在は車社会になりまして、大型車が通るようになった。また、非常に歩道も狭く、そしてあそこを自転車で通るということは、もう考えられないくらい
の危険な状態であります。私も時々車で通りますが、ここを自転車で通るということはどれほどの恐
怖かなと思うくらい、自転車で通学に使えるのかというほどの幅の狭さ、そして車の量が非常に多い
道路であります。この間、そうした惨事が起こってしまったわけでありまして、新町へ向かう
高校生たち、自転車であそこを通る子がいると思うのです。また、県立女子大学の生徒もおりますの
で、もともとその道路はあつたトラック、交通量の多くなるような道路として初めは整備されてい
たわけではないのですけれども、今ぎりぎりのところで家も建っておりますので、その道路の拡幅と
いっても、あそこを拡幅することは難しいと思うのです。

ですので、早く藤岡大胡バイパスの着手をしていただきたいと思います。この藤岡大胡
バイパスというのは上飯島の交差点から岩倉橋の堤防まで2.4キロあるのです。そして、この交差
点から滝川までは町の事業として拡幅されました。ということは、町は県がなかなかやってくれない
ので、そこまでを町として単独でやったわけです。ということは、その道路の重要性というのは、町
はしっかりと認識されていると思うのですが、それはいかがですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

マクドナルドのところから滝川まで、こちらにつきましては、答弁にもございましたように町で行
いました。あそこは小学校とか中学校への通学路になっていたところですから、歩道がなくて危ない
ということで、あその間につきましては町で行った経緯がございます。ですので、町としまして
今回の事故等ございまして、将来また同じようなことが起こらないように、早期の事業化に向けて要
望してみたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 町には県議会議員もいらっしゃいますので、県議会議員と協調して進めていていただきたい事業だと思いますので、新橋建設ばかりに皆さんの目が向いているようですので、藤岡大胡バイパスについて、これも忘れてはならない事業でありますので質問させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に指定管理者に委託となっている社会体育館の利用状況と管理について伺います。今、教育長から非常にアリーナの利用者、そしてトレーニングルームの利用者がとても増えているということで、話を伺いました。また、フィットネス教室も開催され、1,000人以上が利用されているということで、私も週に5日ほど利用しているのですけれども、大変中はきれいになりまして、明るくなりまして、ジムの機械も増えておりまして、大変若い方たちが仕事の帰りにたくさん寄って、あそこでトレーニングをしております。すばらしい施設になったなというふうに感じます。また、アリーナは連日本当にたくさんのスポーツを愛する人たちが来て、あそこで小さな子供たちから、バトンをやったり、バドミントンをしたり、バレーボールをしたり、剣道をしたり、たくさんの方があそこを利用されているのです。ですから、中の設備について、また中の状況については大変よく進んでいて、そして指定管理にした意味があるかな、効果が出ているかなというふうに思うのですけれども、一方グラウンドとその周辺です。

課長、先日御覧になって、その周辺の状態、またグラウンドの状態、雑木の状態、どのように御覧になりました。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） グラウンドにつきましては、私も先日、私もなかなか足を運んでいなかったというのも申し訳なかったと思いますが、かなり草が生えていて、非常にこれでは見栄えも悪いという状況になっていました。指定管理者に確認したところ、年2回の除草を計画しているところでありましたが、これは昨年指定管理者を選定するに当たって、今まで直営でやっていた回数と同じ回数なのですから、それではどうしても間に合わないということで、その部分は職員が自分たちでやっていたところがあったのですが、そのことを指定管理者に伝えていなかった部分もあって、年2回の除草で何とかするのではないかなというような感覚で指定管理者がいたのだと思います。

しっかりグラウンドのほうを管理していただき、指定管理者を受けるに当たって、提案としてもグラウンドの利用も提案がされています。まだ初年度ということで、体育館内に力を入れているところであるとは思いますが、その提案もしっかり実施していくように指導というか、一緒になって話を進めていきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 課長は、やっと社会体育館の周辺を見て、その状況が分かったということとありますけれども、南側のグラウンドが今荒れ放題の状態です。草は生え放題、そして雨が降ったりして、グラウンドはもうぼこぼこの状態で、とても何かに使えるような状態ではありません。そして、土手の草も伸び放題。さらには、南中学校のテニス部が以前使っていたネットは放置したまま。もう何年も前でありますので、そのままの状態になっております。そのネットが放置されたところの下に全部枯れ葉がたまっている状態で、どこから見てもちょっと廃墟のような感じがうかがえます。

ましてや夜になると、先ほど言われた使用していないトイレに鍵がかかっているわけです。ですから、全然外で利用できることないのですけれども、そのトイレが物騒で、非常に危ない、怖いという意見が出ております、周辺の人たちから。そして、昨日も話がありましたけれども、上之手の県立女子大学の周辺が一番犯罪が多くて、ということで防犯カメラをつけているという話がありましたから、やはりあの周辺が一番危険だという認識を持っていただきたいと思います。それにはトイレです。あれは、いつも私も通るたびに不気味なコンクリートの塊のトイレ、ちょっと裏に入れば人目につかないような場所ありますので、犯罪がいつ起きてもおかしくないような場所になっておりますので、その撤去、それをずっと望んでおりましたけれども、そのトイレの撤去、グラウンドの整備。

そして、そういうものをまずきちんと、指定管理だから任せておくから、もうそれでいいということではなくて、1年目だから手が行かなかったということもあるかも知れませんが、それを町のほうがしっかり管理して、指定管理者にしっかりさせるということが指定管理であります。1年目だからできなかったとか、そういうことではなくて、それはもうしっかりとしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 指定管理者のほう、先ほども言いましたけれども、トイレも含めてグラウンドをどう活用していくかということを、指定管理者に任せることなく、うちの職員と一緒に考えて、安全で安心な形のグラウンドに整備して、体育館の中だけではなく、全体がきれいになるようにやっていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） それから、南側からグラウンドに入る道路というか、通路が1つあります。ここは、工事用のバリケードがそのままになって、さびたバリケードがそのままになっております。小さな子供たちが、あそこで昔はよく自転車に乗ったりして、ボール蹴りをしたりして遊んでいましたが、今全然そういう状態ではなく、自転車が入れないような状態にするためにあのバリケードがしてあるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 南側と東側の入り口のところは、工事用のバリケードを設置してありますが、基本的には車とか、そこから進入しないようにしているものなのですけれども、この辺もグラウンドの利用形態等も含めて一緒に考えていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 東側からもあるのですけれども、東側もバリケードがしてあります。工事用のバリケードがそのままになっております。利用者で中に入っていく人は、バリケードがあるから通れないから、結局土手を登って入っていくのです。土手のところが、もう擦れています。南側も同じです。ですから、それは本来の使い方ではないですね。やはり小さな子供たちが自転車遊びができるように、ボール遊びができるくらいのスペースを空けるかして、南側から車で入る人はいないのです、誰も。南側はそんなに大きな入り口ではないですから。ですから、やはり地域の人たちが、地域の子供たちが活用できるようなスペースを、ぜひそれはつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、社会体育館の中、大変利用者が多くてすばらしいと言われたのですけれども、受付で少し幾つか、何件かクレームのような苦情のようなものが来ているものがあるのですけれども、それは課長のところには届いていますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 受付の方のクレームについては、私も1度受けていまして、本部の方に接客業務、そういうことをしっかり教育してもらいたいということで、こういう声があったということをしっかり伝えさせていただきましたが、ちょっとなかなかすぐには改善できなかったのかなと思います。備前島議員と私が言われた話は別のことだと思いますので、早急にまた伝えさせていただきます、私のほうもあちらの職員ともちゃんと話したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 先日もトレーニングルームで、窓口の職員と利用者が大きな声でけんかをしているのを、私2回見ました。やはりいつも丁寧に使っているのです、利用者というのは、そこを本当に大切に。そこへ来て、その使用の仕方はよくないとかということで口げんかになって、結構大きな声で口論になっている場合が2回ありましたけれども、やはりお金を払って使ってもらっている、サービス業なのですね、本来は。そのサービス業だという、皆さんに来てもらって使ってもらっているという気持ちがないと、やはりこの使い方、上から指導しているような立場になってし

まっていると、それはやっぱり衝突することもあると思うのです。その辺のサービス業だということ。そして、皆さんに来てもらって、お金を払ってもらって使ってもらっているということ。利用者は、本当に気に入らなかつたら違う施設に行ってしまう。どこでもたくさんありますから、今は安い施設も。ですから、そういうことも徹底して指導していただきたいと思います。

また、団体の利用者からのクレームでは、団体の人たちが使おうと思って時間に来たと。しかし、利用書ですか、契約書を持っている人がちょっと遅れてしまったと。そうしたら、そこでずっとみんな15分も待たされたということなのです。もう利用書なんていうのは、パソコンで見たら誰が、どの団体が使うか、もう7時から使う団体は分かるわけです。そんなことのないように、スムーズに、どうぞ入って使ってください、準備してくださいと言えるような柔軟な対応というものも、ぜひ指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 許可書を持っていなかったというケース、ちょっと初めて聞いたのですが、コンプライアンスは規則をがちがちに守ることだけではないと思います。許可書は1枚しか出ていない。団体利用の場合、その人が遅れるということは、ケースとしてはあり得ることなので、そういうときに待たせるようなことは、ちょっと大変申し訳なかったなと考えます。そのところは、しっかり対応できるようにしていきたいと思います。

文化センターでも部屋を貸していて、許可書を持った人が遅れて来るというケースもあります。そのときには、その団体の人に名前を書いてもらって、鍵を貸し出したりしているのです。時間で料金をもらっている以上は、1人遅れても使えるのであれば、やれることであれば、使わせるのが当然だと思いますので、その辺はしっかり対応するようにしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） ぜひ新しくなったトレーニングルームで、課長もトレーニングをして、中でどのような方たちがどのように使っているかということもぜひ見て、全体を把握するということが必要かと思うので、その点もお願いいたします。柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

これで終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。9時50分に再開します。

午前9時36分休憩

午前9時50分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、5番小林一幸議員の発言を許します。

〔5番 小林一幸君登壇〕

◇5番（小林一幸君） 議席番号5番小林一幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。傍聴にお越しいただきました皆様、お忙しいところ、ありがとうございます。

今月は、皆さんもご存じのとおりだと思いますが、防災月間であります。9月1日は防災の日というところでございます。台風シーズンとなってきました、今回も13号が発生するということもありまして、台風、あと豪雨など自然災害が発生する可能性というのが本当に高くなっているというのが現状でございます。玉村町でも、今年度中に念願の地域防災計画の見直しが行われるということでございますので、地域防災含めて体制整備がしっかりされるというところで期待を込めております。

先日、私の所属している職能団体が、石巻市にあります災害支援対策本部を今年度中に撤退するということが決まりまして、先月宮城県石巻市へ現地の視察に行っていました。そのとき、日和山公園といいまして、石巻港が一面に見える日和山公園に行って、石巻港の現状というのを見てまいりました。本当に初めて見たのが、東日本大震災が3月、私が行ったのが5月、あのときの状況をいろいろと思い返して、ああ、ここまで復興してきたというのは少しずつ分かってきたところでございます。その後、石巻市の今震災の遺構ということで残されています、石巻港にあります門脇小学校、それから多くの子供たちが逃げ遅れた大川小学校にも行かせていただいたとともに、その後、津波の伝承館とか、そういったところが今できておりまして、実際の津波でどういうことが起きているか、そのような現状を見てきました。

最後に、女川の駅のところに展示をしてありますが、石巻日日新聞という新聞の会社が、実際に震災のときに壁新聞として皆さんに書いたというような新聞も見てきました。そういうような状況の中で、災害支援対策本部のスタッフに話を聞きましたけれども、インフラ整備いろんな形での原状復帰、ハード面というのは直ってきているけれども、まだまだ心のケアが行き届いていない部分がたくさんあるので、3月までに何とか方向性を出して仕事を終えたいという決意を聞いてきました。私も同じ職能団体として、そして行政の立場として、しっかりその部分に向き合って仕事をしていきたいなというふうに思います。

それでは、質問をさせていただきます。1番です。医療的ケア児への支援体制等について。医療的ケアが必要な子供たち、そして家族が地域で安心して生活ができる体制整備のため、群馬県では6月に群馬県医療的ケア児等支援センター「やっほ」を県内3か所に設置しました。現在、体制整備が十分だとは言えない状況の中、玉村町ではどのように支援体制などの取組を行っていくのか、次のとおり伺います。

1 番です。現在の対象者の把握状況及び支援の状況について伺います。

2 番です。先ほども言いました、群馬県でいろいろな体制ができてきていますけれども、そういった支援体制の連携について伺いをいたします。

そして、さらに 3 番で、今後の支援体制と取組について伺いをいたします。

2 番目です。ヤングケアラー、ケアリーバーへの支援体制について。新聞報道によりますと、国が作り出したこども家庭庁では、各自治体が行っているヤングケアラー支援策の効果検証を行っていくというふうにしております。群馬県でも、「ぐんま子ども・若者未来県民会議」の中で実態把握、そして支援体制の整備など予算をしっかりと確保し、体制整備などの話合いをされているということが載っておりました。県民会議の中でも、市町村の相談窓口が整備されていないなどの問題が取り上げられている状況もあるが、町としての支援体制について、次のとおり伺います。

1 番です。ヤングケアラー支援体制についての現状と課題、そして町としての今後の取組は何か。

2 番です。ケアリーバー支援について、町として取り組んでいることは何かがあるか。

3 番です。相談窓口について、相談しやすい状況など、町としての環境整備を含めた体制について、どのように考えているのか伺います。

大きな 3 番です。観光行政の町の考え方、在り方について伺いいたします。交流人口、関係人口を増やしていくための拠点機構として、玉村町魅力発信機構が設立され、地域の魅力づくりを行っております。本来であれば、観光行政を行っていく自治体として、魅力発信機構との連携を図り、進めていくことが必要だと思うが、役場内の担当部署間の連携が取れていないと感じております。以前にも質問をさせていただきましたが、観光行政についての考え方、在り方について、次のとおり再度伺います。

1 番、観光行政を担当する部署はどこなのか。

2 番、資源発掘やイベントなど役場の担当部署の連携体制についてはどのようにしているのか。

3 番、観光行政を町としてどう捉え、どう取り組んでいこうと考えているのか、伺います。

以上で 1 回目の質問とさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 小林一幸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、医療的ケアが必要な子供たち、そして家族が地域で安心して生活できる体制と取組についてお答えいたします。まず、医療的ケアとは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 2 条で、「人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引その他の医療行為をいう」と定義し、医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう」と定義されております。また、法第 3 条第 1 項では、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない

らないとされております。

1点目の現在の対象者の把握状況と支援状況についてですが、町では医療機関からの情報提供や保健センターの乳幼児健診などで医療的ケア児の把握に努めるとともに、その支援として医療的ケア支援事業を実施し、介護者の負担軽減をしております。この事業は、医療保険制度では自宅以外に訪問看護を派遣できないため、看護師配置のない保育所、幼稚園、学校等に医療的ケアを必要とする児童等に対し、訪問看護師を派遣し、医療的なケアを行う事業となっております。この医療的ケア支援事業を利用している児童は2名おり、学校内で医療的ケアを受け、教育を受けることができております。

また、相談支援体制として、玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターの医療的ケア児コーディネーター養成研修を修了した相談員が、県、教育、保健、医療の橋渡し役として、相談支援を実施しております。

次に、2点目の群馬県との支援体制の連携について及び3点目の今後の支援体制と取組についてですが、令和5年6月30日に群馬県が開設した、群馬県医療的ケア児等支援センター「やっほ」では、相談支援、家族同士の交流機会の提供及び支援体制の整備に取り組んでおります。ご質問の県との支援体制の連携についてですが、「やっほ」では関係機関を対象とした勉強会を開催し、保健センター職員や玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターの相談員が受講するなど、県と町が連携した相談支援ができるよう、事業内容を共有するなどの連携を開始しております。また、県ではホームページ上で群馬県医療的ケア児等登録フォームを開設しました。ここで登録された情報を県で取りまとめ、各市町村に情報提供することにより、就園、就学の際など、関係機関が連携して支援することにつながっていくものと考えております。

今後とも医療的ケアが必要な子供たち、そしてその家族が地域で安心して生活できるよう、県、教育、保健、医療など関係機関と連携を強化しながら支援を実施してまいります。

次に、ヤングケアラー、ケアリーバーへの支援体制についてお答えいたします。まず初めに、1点目のヤングケアラー支援体制についての現状と課題、町としての今後の取組は何かについてですが、支援体制としましては、各学校においてヤングケアラーと想定される子供の情報があつた場合、速やかに学校教育課、子ども育成課、健康福祉課で情報共有を行い、支援会議をはじめ個別のケース会議を実施し、該当となる子供の状況について把握し、どのような支援が可能か検討を行っております。一人一人の家庭状況に合った支援を行えるよう、教育、医療、福祉、介護等、必要に応じた関係機関等と連携し、迅速かつ適切な支援を行っております。

また、本年6月、群馬県の事業として、ヤングケアラー支援ワンストップ相談窓口が開設されました。ヤングケアラー支援を目的として設立された「特定非営利活動法人虹色のかさ」が中心となり、相談業務がスタートしております。同法人からは既に連絡をいただき、すぐに支援が必要な子供がいるかどうかなど、伊勢崎保健福祉事務所も含めて意見交換をしております。課題に関しましては、子供を取り巻く環境が複雑化していることから、ご家庭の詳細な状況の把握に時間を要することが想定

されるため、いかに早く要支援者を把握し、関係機関等において必要な支援の検討を速やかに行い、子供やご家庭の実情を十分に踏まえた上で、ご家庭に寄り添った対応を行うことが重要だと考えております。また、今後の取組に関しましては、令和6年4月以降、こども家庭センター（仮称）が町としての窓口となり、子供たちからの直接の相談はもちろんのこと、教育現場、学校教育課、保育現場、児童館、健康福祉課等の関係機関との連携の中心となった活動が行えるよう準備を進めてまいります。

第2に、2点目のケアリーパー支援について町として取り組んでいることは何かについてですが、群馬県において今年度より相談員の配置をした施設等への支援がスタートしております。町としましては、中央児童相談所をはじめとする関係機関との間で、支援を必要とする児童について情報共有しておりますが、施設退所や里親家庭を離れた時点で支援対象ではなくなってしまうため、該当となる児童に関する情報が把握できませんので、ご本人や支援団体等から相談があつて、初めて必要な支援について関係機関につなげることになります。

次に、3点目の相談窓口について、相談しやすい状況など、町としての環境整備を含めた体制についてどのように考えているかについてですが、現在、なんでも福祉相談窓口として健康福祉課、子ども育成課を中心に取り組んでおり、学校教育課はもちろんのこと、児童館や地域子育て支援センター等の公共施設や民間の協力事業所においても相談対応を行っております。町ホームページや広報たまむらへの掲載などを行っておりますが、引き続き周知を図ってまいります。令和6年4月のこども家庭センター（仮称）のスタートに向け、相談しやすい環境づくりや、電話では相談しづらいという声に対応するため、インターネット経由での相談方法の検討なども進めてまいります。

次に、観光行政の町の考え方、在り方についてお答えいたします。まず、1点目の観光行政を担当する部署はどこなのかについてお答えいたします。観光行政は、観光に関わるなりわいを行う民間事業者の支援と環境整備であると考えており、観光行政を進めることで関係人口を増やすことが、地域経済の活性化につながるものと考えております。しかしながら、玉村町には温泉地や観光名所といった観光地はありませんので、観光分野にかかわらず、様々な分野における玉村町の魅力を発信することが、地域経済の活性化には重要なことであると思います。ご質問の担当する部署については、玉村町行政組織規則では、観光行政に関することは経済産業課の分掌事務となっています。しかし、様々な分野における町の魅力を発信するためには、様々な部署におけるおのおのの役割分担に基づいた取組が必要であると考えております。

まず、経済産業課商工労働係においては、観光行政担当として、花火大会やふるさとまつり、低速電動バスの運行など、玉村町を知っていただくきっかけづくりに有効である事業を実施し、関係人口の増加に取り組んでおります。

また、企画課ブランド推進係の分掌事務には、交流観光資源の開発及び宣伝に関することがあります。町の地域産業経済、観光及び物産の発展に寄与することを目的に、玉村町魅力発信機構を立ち上げ、町の観光、物産、イベント等の情報発信を委託しております。東京圏へのツアー商談会、旅行者

誘致等のソフト事業については企画課が担当となり、玉村町魅力発信機構と協力して実施しています。

次に、2点目の資源発掘やイベントなど役場内の担当部署の連携体制についてはどのようになっているかについてお答えします。資源発掘につきましては、繰り返しますが、町内にある観光分野にかかわらず、様々な分野における玉村町の魅力発掘は各部署が関わっています。

イベントにつきましては、当然ながら担当部署だけで大きなイベントを実施できるものではありませんので、例えば花火大会の場合では実施本部となる上陽小学校を所管している学校教育課、玉村町商工会によるテント村の会場となる北部公園を所管している都市建設課、警備関係では交通指導隊を所管している環境安全課、花火大会当日の臨時駐車場となる文化センターを管理し、玉村町青少年育成推進員によるパトロールを実施している生涯学習課、友好交流都市による交流会を実施している企画課、また職員による自主警備員は全庁的に協力体制を構築し、各課から職員を動員して警備に当たる等、様々な部署と連携し事業を実施しております。

また、重田家住宅の活用では文化財担当課が熱心に取り組んでおりますし、公的なものだけでなく、民間企業と町で協力して事業の盛り上げを図っている例もあります。

次に、3点目の観光行政を町として、どう捉え、どう取り組んでいこうと考えているかについてお答えいたします。1点目の質問でもお答えしましたとおり、関係人口を増やし、地域経済を活性化させる一つの手段として、観光による取組があるものと認識しておりますが、観光地ではない玉村町としましては、観光分野のみではなく、様々な分野を玉村町の魅力として発信することが必要であると捉えており、各分野を担当している様々な部署による玉村町の魅力づくり、魅力発信の取組が必要であると考えております。

新しくつくり出すことも大切ですが、現在あるものを新たな目で発見し、どう生かしていくか、どのように仕掛けていけるのかを官民からの参加者で成る勉強会を開いて研究しております。全国各地の成功例を紹介していただく中で、1回で定着して活性化したところはないようです。何度も繰り返すうちに、全国的に有名な祭り、イベントとなり、多くの人々が集まって活性化しているようであります。観光資源がないというところから、今あるものをうまく生かした取組を模索していこうと考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 第2質問は自席より行わせていただきます。

ご丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。まず、1番、医療的ケア児への支援体制についてということで、今実際に対象者が2名いるというところでございます、2名は学校内であるというような話がありましたけれども、その2名の方に今している医療的ケアというのはどのようなことをしていますでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

この2名なのですけれども、導尿という医療的ケアを行っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 導尿も大切だと思います。なかなか排せつできないという方に対して、導尿しながらということで支援をしているということでございます。今、大分医療的ケア児という言葉が少しずつ浸透はしてきていると思うのですけれども、まだまだやはり医療的ケア児というのがどういう子供たちなのかという情報が、まだそんなに行き渡っていないのではないかとちょっと心配もあります。医療的ケア児について、例えば学校の教員とか、あと保育園の保育士さんとか、そういった方々に対して医療的ケア児に対しての勉強会とか、そういったものに積極的に取り組まれているかどうかということをお伺いしたいのですが、ですので学校教育課、それからあと子ども育成課ですか、ちょっとそちらにご説明をお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） お答えいたします。

現在、町立学校の中で、医療的ケア児が導尿の訪問看護サービスを受けて行っておりますけれども、そのほかに担当教員と、それから介助員がつきまして個別の支援をしながら、特別支援学級と、それから協力学級のほうで往き来しながら学習を行っているところです。それぞれの担当教員、介助員も含めまして、医療的ケアに関する研修が県の総合教育センターのほうでも行われたり、それからそのほかの研修でも案内が来たりしますので、そういったところに積極的に参加して研修を行っているところです。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

保育所のほうの関係なのですけれども、それぞれ障害のあるお子さんに関しましては、加配の保育士がつきまして、あと看護師のほうも2名おります。そういった職員がサポートさせていただいております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今お話ありましたように、それぞれ当事者につく教員の方とか介助員の方、あとは看護師の方、保育士の方という方々は、多分勉強しているというか、分かっていると思うので

すけれども、いわゆるそういう子供たちがいるということではなくて、学校全体とか保育所全体で、やっぱりそういう子供たちをしっかりと支えるというような形を取ってもらいたいなというふうに思うのですが、その体制というのは先ほどもちょっとご質問したのですけれども、勉強会とか、個々の勉強会ではなくて、全員でそういう子供たちをしっかりと支えていくというような体制が取れているかどうかというのを伺いたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 現在、上陽小学校が特別支援学級、そして肢体不自由に特化した特別支援学級を設置しております。これは、玉村町で肢体不自由の特別支援教育の拠点校として位置づけているものです。そういったところで、子供たち、医療的ケア児を受け入れるということで、学校全体で年度当初に共通理解を、個々の子供たちの状況ですとか支援内容について全体で共有して、また昇降機等も使う場面、またはほかの子供たちがお互いにけががないようにとか、安全に過ごせるようにとか、そういったところの視点からも全体で研修を行いながら進めております。これは定期的に、状況によって職員全体で共通理解を図っているところです。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

月に1回、所長会議を行っておりまして、それぞれの保育所ごとのいろんな相談を行っています。また、さらにいろんな問題があった場合は役場のほうにも相談がございますので、その都度対応しております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。やっぱり全員で支えていくという形にしないと、例えば担当の先生だけがとか、担当の方だけが抱えていると、やっぱりそこで不安もありますし、大変な思いもありますしというところもあります。そういったところを考えながらというところもありますし、あとは例えば今度保育所から小学校に行く、小学校から中学校に行くという節目節目のところというのが、例えば申し送りとか、しっかりその子供さんの連携、またもっと今度中学校を卒業した後の高校なり、またその先というのもいろいろ多分あると思うのですけれども、そういった連携体制というのは学校または保育所でしっかりと取られているか、そこをお伺いします。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えいたします。

小さい頃からいろんな相談があったお子様に関しましては、「にじいろファイル」というファイル

がございまして、その都度、保育所のおきから小学校、あと中学校とか、どんな相談事項があったかとかを、それぞれの学校教育課ですとか子ども育成課、健康福祉課等で、相談の記録を全てそちらのファイルのほうに記録しております。また、今後なのですけれども、児童情報管理システムというものを導入しまして、パソコン上でも記録を全てそちらのほうに入力しまして、対応していこうと思っております。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 昨年度、幼稚園から小学校に入学する医療的ケア児のお子さんがありまして、そのお子さんにつきましても入学前に何度か学校のほうに来て、実際の登校時から授業を受けるまでの流れですとか、そういった1日の流れを想定して、何回か体験に来ていただいています。また、小児医療センター等から転入するお子さんにつきましても、半年くらいをかけて、事前に体験で何度か授業に参加しながら、心身ともに学校生活に自然に適應できるような形で、そういった体験等を通して生活がスムーズにいくような対応を行っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ご家族の思いなんかもちよっといろいろお伺いしている中で、やはり医療的ケアが必要ですから、必ず病院との関わりがあって、病院から学校なり、そういう施設を離れるときの不安、ご家族の不安があったりとか、そういうような不安がありつつ、だんだん、だんだん心配になって眠れなくなってしまうというような現状があったり、あとやっぱり子供たちは先ほど言いましたように保育所から小学校、小学校から中学校、どんどんと成長していく。そういった成長に対しての不安があったりとか、あとだんだんそうやってきたときに、もし自分が何かあったときの預け先が分からないとか、見つからないとか、そういうようなことがあったり、逆にどんどん、どんどん大きくなってくると、いろいろなやっぱり申請手続きをしていかなければならない。その手続きが煩雑というか、大変厳しいというような部分があります。そういった部分も、保育所なり学校で、多分ご家族が悩みを打ち明けられるような体制というのは日々取られていると思うのですけれども、そういった部分を今後もちよっと気にかけて取っていただければなというふうに思います。

医療的ケア児の支援法というのが、これたしか18歳くらいまでだと思います。それ以外の子供たちを守る法律としては、児童福祉法が16歳まで、それ以降については障害者総合支援法が18歳以降になる。それ以外については、先ほども言いました医療保険の中の訪問診療なり訪問看護なりというところでケアをしていく。やっぱり様々に年代年代によってシステムが変わり、制度が変わり、法律が変わり、そうするとご家族がついていけなかったり不安になるという部分もたくさんあると思うのです。そういった親御さんのご相談、そういったのは学校側も子ども育成課側も、いわゆる保育所側もちちゃんと受けられるという体制は取られていますか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

今度、来年の4月に開設する予定のこども家庭センターでは、大体18歳くらいまでのお子さんと親御さんの相談に乗る窓口として予定しております。また、その後の大人になった場合とかは、社会福祉協議会の基幹相談支援センターですとか、そういったところで引き継いでいただいで対応していただこうと思っています。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 学校におきましても、先ほどの体験等も含めまして、常に保護者の方も同席していただいたり、または個別に面談を行ったりして、要望や困り感等もお伺いしているところです。そういったところで、学校だけでは対応できないことにつきましては、健康福祉課ですとか子ども育成課等々も連携して相談しながら、それぞれの担当からお返事をしたり、または逆にこういったことは大丈夫ですかというようなことを学校からお聞きして、そういったところで保護者の方、それから子供本人が不安を抱えないような方向で進めております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。そういった形で、今後もぜひフォローしていただければと思います。

2番、3番、群馬県との支援体制の連携、あと今後の支援体制はまとめてご報告いただきました。県も「やつほ」という形で、そちらのほうでしっかりと支援センターをつくって情報をつかんで、そしてそれをしっかりと市町村なり、あと中央児童相談所なりというところ、いろんなところと相談をしてというようなところになると思いますので、これは引き続きしっかりと県と連携して進めていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、大きな2番のヤングケアラー、ケアリーバーへの支援体制というところの中の、まず1番のヤングケアラーについてというところでご説明がありました。やはり支援体制についてということで、これは町長からもお話ありましたように3課、健康福祉課、学校教育課、子ども育成課というところの3課の中でしっかりと情報共有をして、ケース会議をして、状況把握をして、その状況の中、把握をした中で、その人にとって一番最適なサービスが何かという部分のサービス提供をしていただいているというようなご報告をいただきました。

現在その中で、町内で今認定しているヤングケアラーとして、この子はヤングケアラーだということでの認定しているケースの数を、ちょっと教えていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 現在認定している数という、認定という形で確定というふうには捉えづらいところがあるのですけれども、想定されるだろうというお子さんについては複数名です。アンケートを令和３年度に取った後、毎月の生活アンケートを各学校で取っておりまして、そういった中で把握しているお子さんの中で、今現在、緊急で対応が必要というふうに捉えているお子さんは、今のところは緊急ではなく見守っていくというような形で捉えて、状況を学校で見守っていたり、こちらからもいろんな家庭への福祉の支援ですとか、そういったところからの情報を照らし合わせながら状況を見ているというところですよ。

◇議長（石内國雄君） ５番小林一幸議員。

〔５番 小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君） そうすると、例えば今想定をされているケースの中で、見守りでいいのか、それともちょっと、見守りと様子観察は一緒なのかな、そういうようなケースと、おおよその数、前回は複数名だったのですけれども、おおよその数というのを出すことは難しいのでしょうか。複数名と言われると、２人なのか９人なのか何人なのか、いろいろな部分がちょっと想定の中ではあると思うのですけれども、おおよその人数を把握して、現在、見守りをしなければならないと想定している人数。でも、見守りではなくて、この子はそうではないかなという想定だけれども、見守りまでも要らないケースというのが、おおよそどれくらいあるのかというのを教えていただくことは可能でしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 本当にそのラインが難しいところではあるのですけれども、２桁に行かない数で様子を見守っておりますが、具体的に支援を、例えば家庭へ保護者の方の支援ですとか、そういったところで動いた件数につきましては、本当に数件という形でお答えさせていただきます。

◇議長（石内國雄君） ５番小林一幸議員。

〔５番 小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君） なかなか数が把握できませんけれども、２桁ではないということは９人ぐらいかなと、多くてもというような想定になりますけれども、その中で今ケースワーカー等も関わっているという部分もありますけれども、スクールソーシャルワーカーがいろいろ介入をしているという部分もあると思うのですが、そういった今の状況の中で、スクールソーシャルワーカーが対応したケースというのは何件くらいありますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 根岸真早子君発言〕

◇学校教育課長（根岸真早子君） 把握して、想定されるお子さんにつきましては、全てスクールソーシャルワーカーさんのほうにお伝えして、具体的な支援が必要というその数件につきましては、実際に関わっていただきました。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ケースの数は、やはり2桁にはいっていない中で対応していただいているというところで、把握をさせていただきます。

ヤングケアラーという形になると、年代的なのは例えば小学生、中学生というところの把握はしていると思うのですけれども、まだやはり高校、大学というところもありますよね。高校生、大学生も、やっぱりその中でもヤングケアラーというような状況というのがあると思うのですけれども、そういった形の把握というのとはされているのかということと、もし把握をされているとすると、16歳以上になるかなと思うのですけれども、そういった方からのヤングケアラーの相談とか、そういったものがあるのかどうか、その辺を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

16歳以上の方の相談があるかどうかなのだと思いますけれども、今のところ直接そういった方たちはこちらに相談というのは来ないのですけれども、県のほうで「虹色のかさ」という特定非営利活動法人に委託している事業がありまして、そちらは相談業務を行っているのですけれども、そちらを通じまして伊勢崎保健福祉事務所等からのお話が来るとは思うのですが、こちらのほうには現在そういった方がいらっしゃるということは、お話は来ておりません。6月くらいに県の方なんかとも懇談をしたのですけれども、なかなかまだそちらの「虹色のかさ」とかにも相談件数が少ないので、ぜひPRをしていただきたいというお話はありました。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） その質問はちょっと最後にしますが、やはり相談体制がどうなのかなという部分も、まだちょっとあります。

ちょっと次、2番へ行きますして、ケアリーバーの支援についてというところで、ケアリーバーという言葉自体も、まだそんなにはっきり皆さんにご理解をいただいていない部分というのがあるのではないのかなというところで、私が前回ケアリーバーのご質問をさせていただいたときに、ケアリーバーって何だろうというようなお話があったかと思うのですけれども、やはり施設とか児童養護施設なり里親から離れて、すぐでは自立ができるかといったら、そんなに自立はできない。例えば児童養護施設から退所してしまうと、結局そこから把握ができなくなってしまうというような現状。というこ

とは、施設から離されてしまった子供たちというのは、もうあとは自分たちでやりなさいよという形になってしまっているというところで、そこが今問題になっている部分というのがあるのではないのかなというふうに思います。

やはりそういった当事者が町へ相談できるのだよとか、今相談窓口をしっかりと設置をしてという部分もあると思うのですけれども、町にそういう子供たちがいろんなことをやっぱり相談をできるという体制をしっかりとPRしている、いわゆるあるのだよという、相談活動をしているというところのPRというか、やっているという広報、そういったものが今されているのかどうかという部分をお伺いいたします。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

今のところ、こちらでケアリーバーの方を把握することができなくて、そういった方が何名いらっしゃるかと、そういったことを把握している状態ではございません。来年4月から、こども家庭センターを開設いたしますので、そういったPRのときにいろんな相談を行いますということで、ヤングケアラーですとかケアリーバーも含めてご相談に乗りますということは、PRさせていただきたいと思っております。

あと、県のほうでもアフターケアの拠点としまして、「ヤング・アシストいっぽ」というところに委託しまして、今相談を行っているということなのですけれども、2018年以降、相談者がだんだんうなぎ登りに上ってきていまして、2022年では116人ほどいらっしゃるというお話を伺っております。なので、そういった方、どう相談したらいいかと悩んでいる方もいらっしゃると思いますので、今後はこども家庭センターをぜひ利用していただいて、相談していただきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そうですね、こども家庭センター本当に期待をしております、そういったところも、あとは先ほど言いました児童養護施設とか里親の方から離れる前に、そういった情報をちゃんと伝えられるというところが必要だと思います。もう出てしまってからだと、情報をやっぱりつかむのはなかなか厳しくて、自分たちの生活だけで精いっぱいとか、そういう状況を考えていく。例えばそういう子供たちは、やっぱり親に頼れないという、頼れなくてそういう児童養護施設に入ったり、里親さんにお世話になったりというような状況があると思うので、やっぱり1人ではないということ伝えてあげるというところ。あとは、不安なときにしっかりと話を聞いてくれる体制をどう取れるかというのが、ケアリーバーの方に重要なところかなというふうに思います。いろんな方からお話をというところで私も聞いておりますけれども、親に頼れない自分にとって、支援団体は実家のよ

うな場所だというようなところがあります。

先ほどお話ありました「ヤング・アシストいっぽ」でも、先ほど言いました百六十何件ですか、それだけ増えているということは、2018年には多分28人、2021年には99人と、本当に倍々で増えているというところは、潜在的にやっぱりそういう子供たちが困っているというところの現状があると思います。ですから、そういったところをしっかりと町として把握をして、サポートができる体制を組んでももらえればと思います。

最後に相談窓口について、相談しやすい状況などというところで、なんでも福祉相談とか、そういったところでやっています、町のホームページ、広報もしていますというところですが、子供たちが窓口に来て相談ってなかなか厳しいかなと思うのです。先ほどインターネットも活用してという部分、町長もおっしゃっていましたが、例えばそういったところで子供たちが一番話しやすいのはLINEの活用とか、そういった部分というのも必要にはなってくると思うのですが、これからこども家庭センターができたときに、そういった相談をできるいろいろな体制を組めるSNSの活用とか、そういったものを考えていただきたいと思うのですが、その辺今井課長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君） お答えします。

そうですね、小林議員のおっしゃるとおり、お子さんが1人で窓口に来て相談したいのですが、というケースはなかなかないと思います。相談しやすい体制を考えていきますので、インターネットですとかSNSとかを使いまして、そういった相談の方法とかも考慮しまして、何が相談しやすいのかということをよく考えていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） なかなか子供たち、親がいたところで、親にもそんなに相談ができないというような現状もあつたりとかする部分もありますので、特に親がいなくて大変な方というのも多くさんいらっしゃって、その中でやっぱり相談をどうしていいかという部分、子供たちは本当に悩んでいて、それでもやっぱり養護施設を出てしまえば1人、その中でどう生活していかなければならないか。もう今でも貯金を崩して生活をしている、貯金だっていつまでも続くわけではないですから、そういった部分の支援というのは、本当にこども家庭センターの中でしっかりと構築をしていただければと思いますので、お願いをいたします。

最後になります。観光行政の考え方、在り方について、ちょっと時間も押していますが、お話をさせていただければと思います。観光行政を担当する部署はどこかというところで、町長のお話からはやっぱり役場全体でというようなところでの考えでありますけれども、組織の中で考えると、

経済産業課の中に観光行政という部分の項目が1つ載っております。そこについては民間の支援とか、やっぱりいろいろな形での体制整備というのを組まなければならないと思うのですけれども、そこ玉村町魅力発信機構というところと、やはりそれ以外にも様々な連携を取っていかなければいけないのではないのかなというふうに思っております。

ここちょっと全体でご質問をいろいろしたいと思うのですけれども、前も観光行政のお話をさせていただいたときに、観光行政は総合行政だというふうに私の中でお話しました。観光というのが、別に温泉地ではなくても、いろいろなやっぱり観光行政を取り組んでいく中で、いろいろな部門があると。そういった中で、例えば玉村町でいくのであれば、建築部門でいけば町並みの保存とか、あと農業部門であれば田園風景とかグリーンツーリズムとか、やっぱりたくさんの部分があると思います。そして、文化部門でも文化遺産の保全、こういうものも観光行政であるというふうに捉えております。やっぱり広い観光行政としての捉え方というのがあると思います。そうなってくると、いつも言う縦割り行政があって、結局ではその行事になるとその課に振ってしまうとか、僕はそんなに関係ないからみたいな感じで振ってしまうと、結局どこが所在地なのだろうというのがわからなくなってしまうという現象があります。

今回、玉村町魅力発信機構も、今現状どこまでできているかというのも、ちょっとすみません、私も把握していないのですけれども、今発信のみで、結局魅力をつくり出すという部分というのがこの部署なのかなというふうに考えるのですけれども、先ほどの話だと企画課のブランド推進係ですか、そちらでやっぱり魅力をつくり出す、いろんなものをつくり出すというような感じになると思うのですけれども、何か今つくり出すことを、行政として何かされていることはありますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 齋藤 恭君発言〕

◇企画課長（齋藤 恭君） 玉村町魅力発信機構という中の業務の一つとして、町の魅力を創出、活用していくということがうたわれております。現状のところでありますと、町の事業者の方々のご紹介を外向けにしていく、そうしたところを中心に活動しているというのが実情でございます。新たな魅力を創出する、これ創出するというのが一番難しいところなのかなというふうにも考えております。様々な視点から見ていただいて、今あるものが別の方が見るとよく見えるというようなことも、勉強会の中でも言われているところもございますので、どんなものが魅力として創出できるのか。そうしたものの、これからよくよく玉村町魅力発信機構共々、研究していきたいというふうにも考えております。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 地域の魅力は、やっぱりたくさんあると思うのです。例えば昨日、三友議員もお話しされましたように、地域のお祭りとか、やっぱりこういったものも魅力だと思います。それ

以外にやっぱり地域の中で行われていることで、魅力につながっていくものというのをまだ発掘し切れていない部分というのが、もしかしたらたくさんあるのではないのかなと。先ほどおっしゃったように、玉村町魅力発信機構は外向けの発信だと言うのですけれども、外向けではなくて、玉村町内に住んでいる人でも飲食店の情報はなかなか分からない人もいたりすると思うのです。だから、外だけではなくて、やはり町民の方についてもそういった情報を一緒に共有をし、一緒に活動していくというのが本来の形ではないのかなというふうに思います。

やはり自治体その他の地域の組織ですとか民間事業者の役割分担をしながら、連携して地域全体に利益を生み出していくというところが、やっぱり観光行政のミッションというか、そういったところ。それが行政の立場と、魅力発信機構と言われる民間の立場というところで、役割分担をしっかりとしていかなければいけないのではないのかなというふうに思っています。ですので、その辺の連携。例えば私が感じるのは、観光行政を担当するのはもちろん経済産業課、そして企画課、それから先ほども言いました文化財、町長が本当に重田家住宅は文化財係が熱心にやってくれていると、急にそこだけ熱心をついたのですけれども、それ以外のところは熱心でないのかどうか、ちょっと分かりませんけれども、そういう形でやっぱり担当がしっかり動いてくれているという部分があります。そういった関係者と連携会議みたいなことを定期的に行っていますか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） お答えします。

定期的に、例えば毎月とか何とか検討会議とか、そういったものは組織はしていないのですけれども、必要に応じて今言った3課であれば話をして、こういったことがあるということで連携をする、協議をするというふうに、そんな形で進めています。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） ありがとうございます。やはり観光行政と、さっきの玉村町魅力発信機構というところであると思うのですが、もう少しちょっと歩み寄って、もう少しすればお互いの相乗効果ではないのですけれども、そういうものをうたいながら、行政での観光というものをもう少し考えられるのではないのかなというふうに思っています。

例えば経済産業課の商工労働係と玉村町魅力発信機構というのは、よく話し合いとか、いろいろな多分イベント等もあると思うのですけれども、そういったのは今していますか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 武士浩之君発言〕

◇経済産業課長（武士浩之君） 例えば花火大会、町長の答弁にもあったと思うのですけれども、かなりの課と協議というのはどうしても必要になってきます。今、玉村町魅力発信機構のホームページ

なんか見ますと、花火大会の画像なんかを載せてもらったりとか、観光行政は総合行政だと今お話があったと思うのですけれども、経済産業課は農業であったり商業、工業も所管しているのですけれども、飲食店関係なんていう、観光ではなくて商業として見ても、ホームページに載せていただいたりとか紹介していただいたりと。そこから観光につながってくると。名物になったりとか、そういうのもあるのかなということで、そういった形で連携を取って、そのホームページをちょっと紹介とか、話させてもらいたいのですけれども、ある飲食店、普通のラーメンと言ってしまえば大変失礼なのですけれども、載せていただいていると。そのときにキャプションというのですか、おいしいラーメンですよではなくて、そこで私が見させてもらったのは、「昭和のノスタルジック度100%」なんていう、そんな言葉を添えてもらって紹介してもらっていると。そういうのは、ただ単にラーメンだったかもしれませんが、一つ味つけがつく紹介の仕方なのかなと。そういった形で連携していっていただければいいのかなというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） そういった形でやっぱり地域のお店、またお店以外もあると思うのですけれども、そういったところとつながって相乗効果を生んで、本当に玉村町が住みやすい、玉村町は本当に楽しい場所なのだというところをご理解してもらえればなというふうに思っております。

お時間もありませんので、最後に町長にまとめてどかんと質問をしたいと思うのですけれども、医療的ケア児、それからヤングケアラー、ケアリーバーという問題、いわゆる子供たち等の問題にはなりますが、これも町としてしっかりと子供たちを守るというところを考えていただきたいというのが1点。

それから、観光行政についても、やはり地域の方とどれだけ連携が取れるかというところはあると思います。その辺を総称でまとめて、町長に意気込みを聞かせていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） この町は、社会そのものがそうなのですけれども、非常に元気な人、健康な人だけで社会というのは成り立っているわけではなくて、様々な背景で様々な状況を抱えて生きているということがあります。特に医療的ケアとか、自分でいろんな生きづらい環境を基本的に持っている方々に対するやはり思い、それも一緒に、その人たちとも一緒に生きる町がこの町なのだという、町はみんなと一緒に生きる場所というのはそういうイメージで私は言っているわけなのですが、そこに必要なのは、やはり人間は誰でも1人だけで生きているようだけれども、実は1人だけでは生きていけないと。みんなつながってしか生きていけないし、つながって生きていったとき、そのつながりの強さを感じる、そういう社会なのだというのを、まず皆さんで確認できるような状況をつくりたい。

それから、観光といいますと、やはり温泉とか、そういう形で見てしまいかねないですけども、玉村町の歴史、風土とか文化、そういった形の中の、昨日新井議員のお話にもありましたけれども、平坦地だけでも、非常に楽しめるようなサイクリングロードがある、そして利根川があり烏川があるという、その自然の中で私たちが住んでいるところ自体が、非常に相当楽しめる地域ではないのかと思います。そして、人と人とがやっぱりつながって広げていく、そしてその前提として楽しくつながり、広げていくということがあるかと思います。

今、経済評論家の西村晃さんを招いていろんな話を聞いているのですが、やはり町が町だけで籠もっていてどうしようと考えたら、なかなかアイデアは浮かばなくて、外からの知恵、外から見た方々の感想、それとつながったとき、思いもしないような元気さが出てくるということだと思うので、私たちが大事なのはつながり、そして広げていく、深めていく、そういう過程でこの玉村町という共同体を力強くすること。これが観光にもつながるし、医療的ケアの方々の豊かさというか、安心感にもつながっていくと思います。

うまく表現できないのですが、やはり社会というのはトータルで進んでいくものではないかと思うので、そういう意味での意識をしてまちづくりをしていきたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。11時5分に再開いたします。

午前10時50分休憩

午前11時5分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、9番高橋茂樹議員の発言を許します。

〔9番 高橋茂樹君登壇〕

◇9番（高橋茂樹君） 議席番号9番高橋茂樹です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日の質問事項の1点目は、石川町長は2期目の出馬を考えているかという質問でございます。1期3年半の自己評価及び今後の展望と課題を含めて、石川町長に問います。石川町長は、就任以来、新型コロナウイルスでやっぱりいろいろと対策、大変だったと思いますが、新型コロナも5類に移行し、これからいろいろ玉村町が元気になるような政策を期待しながらの質問でございます。

次に、2点目として、住民の安心安全確保としての水害対策の考えは。この間の防災の講演ではないのですが、やはり玉村町も地震も浅間の噴火も考えられるのですが、一番危惧しているのは水害です。特に私の住んでいる五料地区辺りについては、台風19号のときにも冠水しています。そんな中で、矢川樋管周辺の水害対策をどう考えているか。

また、玉村町の総合防災マップを考慮し、浸水想定区域の対策をどう考えているかということで、石川町長にお尋ねします。

1 回目の質問は以上でございます。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 高橋茂樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私の 2 期目出馬の考えについてお答えいたします。1 期 3 年半の自己評価及び今後の展望と課題はとのことですが、私が町長に就任いたしましたのは令和 2 年 2 月でした。その直後から新型コロナウイルス感染症が拡大し、日本社会を覆い尽くしました。密閉、密集、密接の 3 密回避のため、人と人との交流が制限され、学校は休校し、不要不急の外出の自粛が要請されました。

就任後、新型コロナウイルスに翻弄される中で、まず取り組んだのは、群馬県や医師会と連携し、ワクチン接種のための集団接種会場の設置をはじめとするコロナ対策でした。コロナ禍で停滞した経済対策として、2 度にわたる住宅リフォーム補助事業やプレミアム率 50% の商品券発行事業のほか、複数回にわたる事業者支援事業も展開しました。また、教育関係では、児童、生徒 1 人 1 台のタブレット導入やオンライン学習環境の整備、給食費の無償化などを進めてまいりました。顕在化した生活困窮者対策には特に力を注ぎ、昨年からの物価高騰対策も引き続き継続して実施しております。

そして昨年度は、コロナ禍で中止しておりました花火大会と産業祭を、感染症対策を第一に考えた上で、3 年ぶりに開催することができ、町民の皆さんが喜ぶ姿を見ることができました。今年度はふるさと祭りも開催し、各地区での納涼祭も再開の動きがありました。社会経済活動は再開され、少しずつ元の姿に戻ろうとしつつあります。

しかし、コロナ禍での社会的なダメージが癒やされたわけではありません。玉村町の持続性は、人と人がつながり、交流を深め、活気ある共生社会を進める中にあります。町民の方々との対話や議員の皆様からの一般質問等から学ぶことは、「暮らすなら、ここがいい。」を理想の姿とするまちづくりは、決して力任せではなく、力合わせの行政手法の中で実現するものと思ひ至りました。少子化社会の進行は、「静かな有事」です。子育て支援を中心に、教育、文化振興、福祉のさらなる充実を進めます。

地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来したとさえ言われる今、防災・減災対策は喫緊の課題です。地方分散化社会の受皿の一端を担える玉村町にします。町内公共交通手段を見直し、空き家対策に取り組み、移住・定住促進を進めます。そして、町内への企業誘致を進め、雇用環境を一層整え、暮らしやすさを玉村町から発信します。

この 3 年半に培った経験を議員の皆様と共に「政策」という力に変え、これらの山積する課題の解決に向けて、役場職員と歯車をかみ合わせて、次期も全力で町政運営の責任を担う決意でございます。よろしくお願いいたします。

次に、住民の安心安全確保としての水害対策の考えについてお答えいたします。まず、1点目の矢川樋管周辺の水害対策をどう考えているかについてですが、6月議会における高橋議員からの一般質問でもお答えしたとおり、矢川樋管周辺につきましては、令和元年台風19号の際に家屋の浸水被害が多数発生いたしました。そのため、当該地の防災・減災対策として、これまでに河川監視カメラの設置、周辺の町民が自由に使用するための土のう倉庫の整備、樋管手前の開渠部分からの越水を予防するための大型土のうの設置などを行ってまいりました。加えて烏川の増水により水路の水が停滞したときに、レンタルポンプを使用して強制的に排水するための仕組みも構築いたしました。これらの対策により、一定程度の被害を抑制することができると考えております。

しかしながら、気候変動の影響などにより、近年、全国的に浸水被害が頻発化していることなどから、さらなる対策を検討する必要があると考えているところであります。つきましては、現在上下水道課で実施している内水氾濫を対象とした浸水シミュレーションの結果に基づき、有効かつ効率的な対策を総合的に検討してまいります。

次に、2点目の玉村町総合防災マップを考慮し、浸水想定地域の対策をどう考えているかについてですが、防災・減災の基本は、町民一人一人が防災意識を持つことだと考えております。総合防災マップでは、自助、共助、公助の考え方の紹介のほか、町民一人一人が自分に合った避難行動を考えるための「命を守る行動計画」や、災害時に取るべき行動のタイミングを整理するマイ・タイムライン作成のページを設けました。これらも活用した防災意識の啓発や訓練等のソフト事業を、ハード面の整備と併せて今後も積極的に行うことで、町民の安心安全を確保してまいりたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） それでは、自席から質問します。

先日の上毛新聞に、玉村町の町長選は来年の1月16日告示、21日投票日に決めたという記事が載っていました。そこで、その記事では石川町長のまだ態度も明らかにしていないということだったのですけれども、石川町長の今の答弁を聞いて、石川町長もまた2期目に頑張るということで、石川町長、よろしいですか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 3年半たってみて、町政の重さというものをしみじみ感じております。そうそう何でもかんでも前に進めるということばかりではないのですけれども、しかし本当に皆さんと力合わせの行政を進めることによって、納得ずくめの行政ができていきつつあるのかなという感触はしております。また、皆様方のお力添えをいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔 9 番 高橋茂樹君発言〕

◇ 9 番（高橋茂樹君） 玉村町民、住民がやっぱり住んでよかったとか、ここで子育てしてよかったとか、いろいろな面でまた石川町長に玉村町のリーダーとして頑張ってもらいたいと思います。それで、第 1 問の質問は以上にしておきます。石川町長の、今後また 4 年間の決意が聞けたので、よかったと思っています。

それから、前回も質問したのですけれども、どうしても今テレビ等で騒がれている、台風が来たり集中豪雨が来たりして、私の住んでいる地域辺りはやっぱり浸水地域、先日の防災の講習でも浸水した場合、水が引けるのが 1 2 時間以内だとか、いろんなことが防災マップに出ているのですけれども、3 日も 4 日もかかるということになると、やっぱり災害復旧も大変なので、その辺を少しでも軽減するように、町のほうでもいろいろと方策を考えてもらっております。

その中で、1 つだけちょっと聞いておきたいのですけれども、5 0 年くらい前には芝根の方面、今の東部工業団地の中を矢川という大きな川が流れていたのです。そこへ大雨が降ると、その矢川へ落ちて烏川へ排水していて、五料のほうへはそこで一旦せき止めているので、台風 1 9 号のときみたいにいっぱいの水が押し寄せてこない。それから、今は県道になっているのですけれども、昔の工業団地の中を通っている県道の端にも、今は 1 メートルぐらいの排水路、3 面コンクリになっているのですかね、それが中学生では飛び越えられないくらい 2 メートル以上の幅の、また深さ 2 メートルぐらいの堀がありまして、そこへ今の工業団地に降った雨は全部行って、鳥居堰というところからやはり烏川のほうへ排水されています。当時、東部工業団地の 1 期ができるときには、いろいろ規則がまだなかったのですけれども、今の高崎玉村スマートインターチェンジの北辺りの工業団地、約 2 0 ヘクタールですか、ちょっと聞いておきたいのですけれども、2 0 ヘクタールのところの調整池は何立米ぐらいの能力がありますか。

◇ 議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇ 都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

高崎玉村スマート I C 北地区工業団地の調整池につきましては、あちら開発区域が、先ほど議員もおっしゃったとおり 2 0 ヘクタールございます。調整池のほうは、面積的には 1 . 2 ヘクタールございます。調整容量としますと、1 万 8 , 5 0 0 トンを調整するということで、高崎玉村スマートインターチェンジの北地区工業団地については調整池を設けてございます。

以上です。

◇ 議長（石内國雄君） 9 番高橋茂樹議員。

〔 9 番 高橋茂樹君発言〕

◇ 9 番（高橋茂樹君） 今、スマートインターチェンジ北の工業団地は 2 0 ヘクタールで、調整池が 1 . 2 ヘクタール、東部工業団地 1 期目は約 5 0 ヘクタールあるかなと思って、2 期目については調

整池がついているのですけれども、1期目の約50ヘクタールについては調整池がない。それが表面を流れて、川井、飯倉、五料のほうへみんな水が来るというようなことのように感じていますので、この場合、2.4ヘクタールとか3万6,000トンくらいの調整池があってもいいのではないかと。そういうような水路が狭くなってしまって、昔は調整池なんかなかったのが、それがのみ込めなくなって、その辺がやっぱり水没してくるというようなことですので、町のほうも総合的に、先ほどの矢川樋管のポンプも必要なのですけれども、もっともっと総合的に考えてもらって、水害対策をしてもらえればと思いますので、その辺の水害対策はどんなふうに考えているか、課長のほうでひとつお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 以前も高橋議員からご質問をいただいていたしまして、矢川樋管にどうしても水が集まっていくということで、令和3年度に都市建設課のほうでどうしたら矢川樋管のほうに行かずに手前で水を減らすことができるかということで、コンサルタントのほうにいろいろ数量を計算してもらいまして、その結果、手前でバイパスを造ったほうがいいのではないかとということで、そうすれば少しでも軽減できるのではないかとということで、コンサルタントのほうから成果が報告されています。

その後、令和5年3月に新町のほうでポンプが設置されまして、ポンプがいいのかバイパスがいいのかということで、どちらが効果があるのだろうかということで、そちらを比較検討しようということで進めていたのですが、そのときに町長の答弁にもございましたように、上下水道課で現在内水氾濫を対象とした浸水シミュレーションを行っています。当時の令和3年のバイパス案というのが、現状の水路に直接バイパスをつけてという案であったので、それよりは浸水シミュレーションの結果を見てから、より安心できる数値で検討を始めたほうがいいのではないかとということで、現在その結果を待って、その結果が出ましたら関係課と協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 9番高橋茂樹議員。

〔9番 高橋茂樹君発言〕

◇9番（高橋茂樹君） 水害対策については、これからまだまだ研究してもらいたいと思います。

また、石川町長には本日2期目の出馬宣言ということで、今後いろいろと町民のために尽力していただければと思います。

以上で終わります。

◇議長（石内國雄君） 以上で一般質問を終了いたします。

◇

○散 会

◇議長（石内國雄君） 議事の都合により、明日９月６日水曜日から９月１４日木曜日までの９日間は、本会議は休会といたします。

なお、９月１５日金曜日は午後２時３０分から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前１１時２３分散会